

据置期間後解約自由定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) 据置期間後解約自由定期預金（以下「この預金」という。）は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同じ。）の一部支払いは、預入日の6ヶ月後の応当日から証書または通帳記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」という。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。
 - ① 6ヶ月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6ヶ月未満
 - ③ 1年6ヶ月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6ヶ月未満
 - ⑤ 2年6ヶ月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上3年6ヶ月未満
 - ⑦ 3年6ヶ月以上4年未満
 - ⑧ 4年以上4年6ヶ月未満
 - ⑨ 4年6ヶ月以上5年未満
 - ⑩ 5年
- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条1項により預入日の6ヵ月後の応当日前に解約する場合および「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。通帳によるものは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が定期預金共通規定第6条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

4. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」および「反社会的勢力の排除に係る規定」が適用されます。

5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動継続据置期間後解約自由定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続据置期間後解約自由定期預金（以下「この預金」という。）は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に自動継続据置期間後解約自由定期預金として継続します。ただし、継続後の自動継続据置期間後解約自由定期預金の元金額が当組合所定の金額以上となる場合はこの取扱いをいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。以下同じ。）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6ヶ月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同じ。）の一部支払いは、預入日の6ヶ月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払後の預金残高について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期限に応じた利率（継続後の預金については上記第1条第2項の利率。）によって6ヶ月複利の方法で計算します。なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6ヶ月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6ヶ月未満
 - ③ 1年6ヶ月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6ヶ月未満
 - ⑤ 2年6ヶ月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上3年6ヶ月未満
 - ⑦ 3年6ヶ月以上4年未満
 - ⑧ 4年以上4年6ヶ月未満
 - ⑨ 4年6ヶ月以上5年未満
 - ⑩ 5年
- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を第4条1項により預入日の6ヵ月後の応当日前に解約する場合および「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支

払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が定期預金共通規定第6条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

5. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」および「反社会的勢力の排除に係る規定」が適用されます。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)